

# 提案募集の対象外である提案(全体)

※関連部局に対応を依頼するものを除く。

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	対象とならない理由
1	愛知県 (文部科学省)	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱における補助要件の緩和(高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱)	高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱において、補助対象となっていない事務費を新たに補助対象とする。	予算事業の新設提案であるため。
2	長岡市 (総務省)	地域おこし協力隊の地域要件緩和について (地域おこし協力隊推進要綱)	地域おこし協力隊の地域要件について、同一自治体内の都市部(条件不利区域外)から条件不利区域への転居者も対象とする。	地方交付税措置の対象拡大を求めるものであり、規制緩和に当たらないため。
3	岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟 (財務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省)	国有財産の用途指定変更手続きの簡略化 (普通財産にかかる用途指定の処理要領について)	国有地の貸付による土地で運営されている幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、用途指定の変更に相当し、協議を伴う承認が必要であり、保育量の確保計画に支障が生じているため、協議を伴わない承認又は届出とする。	国有地の貸付手続に関する通知は、財務省内部の取扱いのみを定めており、地方公共団体の事務の処理又はその方法を義務付けている具体的な規定に関する提案ではないため。
4	松田町 (総務省)	地域おこし協力隊員の転入地における地域要件に特定農山村法の指定地域を追加すること (地域おこし協力隊推進要綱)	地域おこし協力隊の地域要件について、「特定農山村法の指定地域」を追加	地方交付税措置の対象拡大であるため。
5	姫路市 (厚生労働省)	「保健衛生施設等施設整備費国庫補助金」における食肉衛生検査所整備の補助要件緩和(と畜場法)	食肉衛生検査所の整備に関する「保健衛生施設等施設整備費国庫補助金」の補助要件(年間と畜検査頭数20万頭以上)を緩和する。	単なる採択基準の引き下げに該当するため。
6	横浜市 (厚生労働省)	保育所の整備・運営への民間事業者の積極的な参入を実現するための規制緩和(イコールフットリングの実現) (児童福祉法、子ども・子育て支援法)	株式会社が保育所を建設・改修等により整備する際に補助金を支出する場合に、財源として地方債を活用できるものとする特別法の制定	地方財政措置に関するものであるため。
7	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合(文化庁)	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助率引き上げ) (重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項等)	文化財の耐震対策工事に対する国庫補助の補助率を上げる。	補助率の引上げを求める提案であるため。
8	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合(文化庁)	史跡等の公有化、整備活用に対する財政措置の拡充 (史跡等購入費国庫補助要項)	史跡等の公有化、保存整備及び活用を促進するため、税の優遇措置の拡大や地方負担分に交付税措置を講じるなどの助成措置等を拡充する。	税制改正又は地方交付税措置の対象拡大を求める提案であるため。

# 提案募集の対象外である提案(全体)

※関連部局に対応を依頼するものを除く。

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	対象とならない理由
9	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (国土交通省)	自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し (地方税法、道路運送車両法)	ローン完済により実質的に所有権が移転していると認められる自動車については、職権による所有権移転登録変更申請を可能とする。	自動車の移転登録事務は国(地方運輸局)の事務であり、地方自治体の事務の処理又はその方法を義務付けている規定ではないため、提案の対象外とする。
10	徳島県 (農林水産省)	円滑な農地集積のための「経営転換協力金」の事業費上限の見直し (農地集積・集約化対策事業実施要綱)	「経営転換協力金」について、国が都道府県への交付基準を定めたことにより、要綱で定めた単価での事業実施が困難となったため、国の交付基準を変更する。	単なる交付基準の引き下げに該当するため。
11	関西広域連合、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県 (内閣府)	広域連合が「企業版ふるさと納税」の活用を可能とする制度改正 (地域再生法)	平成28年度から、地方公共団体の地方創生事業に対する企業の寄附について、法人住民税等の税額控除の優遇措置(「企業版ふるさと納税」)が講じられたが、広域連合は対象外とされているため、改善を求める。	税制改正に該当するため。
12	指定都市市長会 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)	児童クラブ室の整備に関する補助条件の見直し (放課後児童健全育成事業実施要綱)	学校の特別教室を放課後児童クラブ室に転用するために必要となる移転に係る費用も、放課後児童クラブの施設整備に対する補助事業の対象とすること。	現行の補助事業とは異なる対象への補助を求めるものであり、予算事業の新設提案に相当するため。